

パブリックコメント制度結果公表 (市民意見提出制度)

平成19年11月26日から平成19年12月25日まで、『地域自治区の制度案』についてパブリックコメントを実施したところ、次のとおりご意見、ご要望がありました。お寄せいただいたご意見、ご要望とそれに対する市の考え方をまとめましたのでお知らせします。

なお、現在、13の旧町村の各区域に設置している地域自治区(13区)については、平成20年4月1日に、ご意見を募集した案のとおり設置することとし、合併前の上越市の区域については、今後、検討を加え、速やかに設置することとしました。このため、合併前の上越市の区域に設置する地域自治区の制度案についていただいたご意見、ご要望に対する市の考え方については、最終的な制度案が固まった段階で公表します。

貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。

意見を求めた案件名				地域自治区の制度案
公	表	場	所	企画政策課、市政情報コーナー(市役所1階)、各区の総合事務所、 南出張所、北出張所、市民プラザ、リージョンプラザ上越、高田図 書館、直江津図書館、高田地区公民館、直江津地区公民館、街なか サテライト、市ホームページ
公	表	期	限	平成20年2月20日(水)~平成20年3月21日(金)
問	合	世	先	企画政策課 自治推進室 (TEL:025-526-5111 内線1449)

【寄せられたご意見等の件数状況】

寄せられた意見数	反映した意見数	
今回、案を決定した部分に対する意見数	7 2	0
今後、案を決定する部分に対する意見数 (合併前の上越市の区域の制度案について)	2 4	一 (注)
合 計	9 6	_

注:合併前の上越市の区域に設置する地域自治区の制度案についていただいたご意見、ご要望に対する市の考え方については、最終的な制度案が固まった段階で公表します。

提出方法	件数
持参	15件(3人)
郵便	3件(1人)
ファックス	25件(4人)
電子メール	53件(4人、2団体)
合 計	96件(12人、2団体)

【寄せられたご意見、ご要望とそれに対する市の考え方】

1 地域自治区の市の全域への設置についてのご意見

市の全域への設置について

寄せられたご意見

市の基本構想である地域自治区そのものには反対しないし、基本的には市という大きな行政エリアより身近な地域の問題を解決するために、地域自治区は必要と考える。

寄せられたご意見

地域協議会を作る事は賛成で有る。

上記2つについては、一括して次のとおりお答えします。

市の考え方

ご意見のとおり、今後、住民自治の一層の充実を図るためには、市民の皆さんの意思が身近な地域づくりや市政に反映される仕組みが必要であり、地域のことを地域で考えて話し合って決めることが重要と考えています。そのために、市の全域に地域自治区を設置することとし、13 区は期限を設けないものとするとともに、合併前の上越市の区域の地域自治区は、今後、検討を加え、速やかに設置していきます。

市の全域への設置について

寄せられたご意見

合併特例法に基づいて設置している、13 区の地域自治区については、5 年間の期限 が満了するまで、現行のまま継続すること。

寄せられたご意見

地方自治法第 202 条の 4 第 1 項に規定する「地域自治区」を全域に設置する件については、13 区の設置期限満了時迄に、再度住民説明会などで、市民の合意形成を計り、できれば「住民投票」で賛否を問い、議会の議決を得てから実施すること。

上記2つについては、一括して次のとおりお答えします。

市の考え方

13 区を今後も継続すること及び地域自治区を市の全域に置くことについては、これまで市議会と議論を重ねる中で、地域自治区を当市の普遍的な仕組みとしていくことが重要であるとの認識から本年2月5日の市議会臨時会に提案しました。

ご意見の方法では、本年4月に改選を迎える13区の地域協議会委員の次期の任期が 平成21年12月31日までとなることから、その後の見通しがあいまいなまま委員を選 任することになってしまいます。委員の公募に当たっては、意欲を持って公募に応じて いただきたいと考え、次期任期について4年間を確保しました。

また、それであれば、現行の合併特例法に基づく地域自治区の設置期間を延長するという方法もありましたが、地域自治区は、自主自立のまちの実現に向け、住民自治の一層の充実をめざす当市にとって必要不可欠な仕組みであるととらえていることから、地方自治法に基づく地域自治区に移行し、市の全域に設置すべきと考えました。

なお、このことについては、市民の代表で構成される市議会と議論を重ねて共通認識を有していると判断したことから、住民投票を実施するまでもなく、市議会に提案しました。

女性参画のための仕組みについて

寄せられたご意見

女性参画の仕組みとして、男女別の委員定数を設けることやクオータ制を取り入れる ことを提案する。

(ほか、同様の意見6件)

地域協議会は自治・まちづくりの主役である市民の意思が市政に反映される「市民本意の市政」の核であり、市民が自主的に支えあい、地域が自立していく「自主自立のまちづくり」の核となるものである。

このことから、この意思決定過程には各年代やいろいろな職業の人に入ってもらうことが望ましいと考えるが、少なくとも当面は女性に入ってもらうことが必要不可欠であると考える。

13 区における地域協議会員の応募の状況や旧上越市の市民の意識等を見た場合、女性が積極的に応募するような状況はほとんど見られないのが現状であり、せっかくの地域協議会も一部の男性主導になってしまう恐れが強くある。

市政に女性の声を反映させることの大切さと必要性は多数の人の認めるところであると思うので、今ここで女性参画の仕組みをつくることが必要であると考える。このことは制度設計上十分に可能であると考える。

自由にしておくべきだという意見や時期的にまだ熟していないという意見、そんなことは必要ない、参画しない女性の意識の問題だ、というようなさまざまな意見があることは承知しているが、これらの意見に従っている限りは恐らくは何時までたっても女性の参画は実現しないのではないかと危惧されるところである。

上越市では男女共同参画基本条例において、全国に例を見ないクオータ制を取り入れており全国から高い評価を得ているところである。この気持ちを持って、ここは行政が勇気を持って決断するところではないかと思う。

ただし、この制度は過渡的なものと考えている。誰もがいかなる束縛もなく自由に応募できるような環境になったときは廃止すべきであると思う。

市の考え方

男女共同参画の必要性は、市としても十分認識しています。

しかし、地域協議会については、地域協議会の意見をその「地域」の意見とみなすことができるよう、住民の選んだ人が委員になることが重要と考えており、これを優先することとしました。

なお、応募者が定数に満たず、追加選任を行う場合には、男女比も十分に考慮して選 任を行います。

地域協議会の位置付けについて

寄せられたご意見

地域協議会は市長の諮問機関としているが、市長が都合の悪い問題(行政が解決すべき問題)を地域協議会へ丸投げし、取捨選択を迫るのではないか。

市の考え方

市長は、地域協議会の意見を尊重しますが、あくまで最終的に判断するのは市長であり、地域協議会に責任を転嫁するものではありません。

財政状況が厳しい状況にあり、「あれもこれも」ではなく、「あれかこれか」というように事業を選択することがますます重要になっています。そのような中にあって、地域協議会において、自分たちの地域にとって真に必要な事業は何かを議論していただくことは重要と考えています。

しかしながら、それらを踏まえて最終的に判断するのは市長であり、決して、判断が 困難なものについて、市長に代わって判断することを求めるものではありません。

諮問案件について

寄せられたご意見

地域協議会の審議案件等について、地域住民へ地域協議会開催前に事前に情報を提供してほしい。

(ほか、同様の意見4件)

地域協議会で話し合われた事柄については地域協議会便り等で地域の住民に周知されるところであるが、この方法では地域の住民は意見があっても地域協議会に反映させることができない。住民の声が市政に反映されるためには、案件に関して一般住民の意見や感想が反映される仕組みが必要である。この仕組みがないと、せっかく市民の声を市政に反映させようと思っても、所詮は「関係ないところで何かやっている」ということにしかならないと思う。町内会でも議会においても、一般の市民の生の声が生かされていない今の現状を鑑みれば、ぜひとも必要なことであると思う。上越市に新しい風を吹き込んでほしい。

市の考え方

現在は、他の審議会等と同様に市の会議公開のルールに沿って、事前には開催日程及 び議題について、事後には議事録を公開していますが、情報提供の在り方については、 今後も引き続き検討していきたいと考えています。

審議の在り方について

寄せられたご意見

地域協議会の審議には時間をかけて、委員の十分な理解の下に議案を決定していくことが必要であると考える。

委員全員が、案件に関して十分な見識を有しているとは限らない。このような中で、時間がないという理由で短時間のうちに地域協議会の審議が進めば、委員は案件に関しての理解が不十分なまま意思決定をせざるを得なくなる。これが進むと協議会は形式的なものになってしまう。地域協議会が自治の核であることを考えると形式化は避けなければならないことであり、十分な審議時間を確保することが必要であると考える。

(ほか、同様の意見4件)

市の考え方

地域協議会の会議については、一回の会議の時間を地域協議会が決定できるだけでなく、例えば、予定していた会議だけでは時間が足りないと委員の皆さんが考えた場合には、追加で会議を開催することもできることとなっています。

また、今後も、市長から諮問を行う際には、地域協議会で十分に審議ができるよう、 時間的に余裕を持って諮問を行うよう努めていきます。

地域協議会の権限について

寄せられたご意見

地域で活性化のために自由に使える金があれば取り組めるが、予算の必要なものは市議会の議決が必要であり、地域協議会は単に(市長に)意見を言うことが出来るだけである。

市の考え方

確かに、地域協議会の権限は意見を述べることです。地域協議会については、意見を 市政に反映させるためのものであり、その意見が予算を伴う場合、市議会の議決が必要 となります。

しかしながら、真に必要な事業を議論することによって市の施策に反映させていくことは可能な仕組みとなっていると考えています。

地域協議会の権限について

寄せられたご意見

地域協議会は、それぞれの区全体の視点からの政策や施策について審議し提案が可能とされているが、高田区の地域協議会が、合併前の上越市の区域全体の政策や施策について審議し提案することは可能か。

市の考え方

市全体にかかわる施策などについて市長から地域協議会に諮問することは行っていませんが、地域協議会が自主的に審議することは全く構いません。

地域協議会の権限について

寄せられたご意見

地域協議会において、委員は議案等に関して委員個人の考えを表明すればよい、というのが本来の立場であると思うが、一般市民は、委員はある程度その地域の住民を代表して意見を表明しなければならないのではないかと考え誤解しているものと思われる。町内会長が委員としてふさわしい、という考えがここから出てくる。このことが委員への応募に二の足を踏ませる一つの要素になっている。

委員にはごく一般市民としての立場から委員個人の考えを述べてもらえば良い、という委員の立場を明確に説明してほしい。

(ほか、同様の意見3件)

市の考え方

地域協議会は、区の意思を市長に表明するものであり、委員を区の住民の代表と位置付けるために公募公選で選任しています。

そうした委員個人としての考えを地域協議会に持ち寄っていただいて、その中で区の 意見として集約を行っていただくものであります。

地域協議会においてどのような立場から意見を述べるかはそれぞれの委員の自由であり、このことは、委員公募に当たって周知していきたいと思います。

寄せられたご意見

地域協議会委員の選出過程で選挙を行う場合の選挙運動のあり方について、上越市独自の何らかの取り決めが必要であると考える。

住民の多数は選挙をしてまで、という感覚が強く、「選挙になるのなら応募は止める」 という事象が生じてくる。現実に女性の間ではそのような声がいくつか聞えてきてい る。また、選挙運動が自由ならば資金的余裕のあるものが有利になるということも生じ てくる。組織票を持っている人が有利になるという事象もある。

基本的には、理念の高い人や住民全体のことを広い視野から考える広い人材が望まれることから、これら各種の事象は本来的、基本的に好ましいこととは言えない。せっかくの、上越方式ともいえる制度であるのできめ細かい配慮が必要ではないかと思う。 以下に、選挙運動についての取り決めの案を提案する。

(案)選挙に当たっては選挙公報を発行して候補者の考えを述べてもらうこととする。 (現状どおり。)また、行政が主催して公開討論会を行って候補者の考えを直接 聞く。公開討論会は文章の上手な人だけが有利にならないための方法である。こ れ以外の選挙運動は禁止する。(チラシ、選挙カーの類は禁止。電話、メール、 口コミは監視できないので禁止しない。)

(ほか、同様の意見6件)

市の考え方

同時期に行われる市議会議員選挙の選挙運動と地域協議会委員の投票運動のルールが違うと、同時期に二つの違うルールが存在することになり、混乱を招くおそれがあることから、市議会議員の選挙運動と合わせています。

追加選任について

寄せられたご意見

地域協議会委員の応募者が定数に満たない場合の市長による補充選任(追加選任)は、 女性の比率に配意して選任してほしい。住民の声を広く聴く必要があることから、一定 比率の女性の委員が必要である。

基本的には、定数に満たない場合であっても補充しないのが公募公選制の望ましい姿である。しかしこの場合、実際問題として委員への応募が少なければ協議会として機能しないので、補充選任は上越市の現在の状況からはやむを得ないところである。

(ほか、同様の意見5件)

市の考え方

追加選任を行う際には、住民の多様な意見が適切に反映されるように選任を行います。また、男女の比率にも配慮して選任を行いたいと考えています。

追加選任について

寄せられたご意見

地域協議会委員の応募者が定数に満たない場合の補充選任(追加選任)は、単なる肩書きで選任しないことが必要である。

基本的には、応募者が定数に満たない場合であっても補充(追加)しないのが公募公 選制の望ましい姿である。しかし、実際問題として委員への応募が少なければ協議会と して機能しないことから、補充選任(追加選任)は上越市の現在の状況からはやむを得 ないところである。

委員には、理念の高い人や住民全体のことを広い視野から考える広い人材が望まれる。このことから、市民大学等での学習経験のあるやる気のある人、一定の見識を持った人が必要であり、肩書きのみを持って選任されるようなことは好ましくない。

(ほか、同様の意見4件)

市の考え方

追加選任を行う際には、住民の多様な意見が適切に反映されるように選任を行います。

当然のことながら、単なる肩書きではなく、総合的に判断した上で委員を選任します。

委員資格について

寄せられたご意見

地域協議会委員の多選禁止について、何らかのルールが必要である。

同一人が相当に長い期間行政の付属機関の委員を務めることについては、結果として 他の市民の参画を阻んでしまうという弊害やボス化して委員間の自由な意見の交換が できなくなるおそれがあるといった弊害が懸念されるところであり、現実にそのような 状況も散見されるところである。当地域協議会においてもこれらのことが懸念されるの で、多選禁止の何らかのルールが必要であると考える。実際にそのようなことがおきて から考えるのではなく、今からルール化しておくことが必要である。

(ほか、同様の意見5件)

市の考え方

住民が選んだ人を委員に選任することを最重要と考えたことから、多選を理由に選任しない仕組みとはしませんでした。

地域協議会委員の報酬について

寄せられたご意見

地域協議会は市長の附属機関であり、その上公募公選制である。報酬は条例(上越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例)に規定されている「その他各種委員会等の委員」の金額(1日につき5,000円)を支給するのが適当である。

今13区は合併協議会で決定された、1回につき1,200円の費用弁償が支払われているが、今後会議の開催が多くなるため最近は条例に規定されている金額の支給を望む声が多いと聞いている。現在、市の附属機関の委員会の内年3回短時間の会議でも、条例に規定された金額が支給されており不公平である。

20年4月に全市に自治区が設置され地域協議会委員全員より、条例に規定されている金額の支給の要求があっても、自治区を設置される堅い意思が有るのか。

市の考え方

委員の報酬については、様々なご意見があることは承知していますが、地域協議会が 住民の主体的な参加を求めるものであり、住民として担う自主的な活動の一環であると いう考え方に基づき、現行のとおり無報酬としました。

なお、委員にはこれまでどおり、費用弁償として会議1回につき1,200円を支給します。

研修について

寄せられたご意見

地域協議会委員に対し、市政等に関しての学習の機会を設ける必要があると考える。 地域協議会委員は委員としての自覚を持って、市政やまちづくり、自治等について勉強してもらうことが要求されるところであるが、自分ひとりですべての分野について学習することには限界がある。しかしながら、一定の知識は必要不可欠であるので、希望する委員には必要な知識を身につけてもらうための勉強の機会を設けることが必要だと考える。

(ほか、同様の意見4件)

市の考え方

これまでも、審議を行う上での基礎となる事項について研修を行ってきたところであり、今後も必要に応じて委員の学習の機会を設けていきます。

13区について

寄せられたご意見

合併前の上越市の区域への地域自治区設置の如何に関わらず、13 区については、予定どおり平成20年4月に地域協議会委員の選任投票を実施する必要を感じる。

市の考え方

13区の地域協議会委員の選任投票は、予定どおり平成20年4月に実施します。

3 合併前の上越市の区域への設置時期についてのご意見

合併前の上越市の区域の設置時期について

寄せられたご意見

市の取組が不足している。なぜ、(合併後) 3 年間も何もせず、本年(平成 19 年) 8 月になって(市の考えを)出したのか。

市の考え方

市では、平成17年1月の市町村合併後、まず平成17年度は13区の地域協議会の活動を軌道に乗せていくことに専念し、1年余りの活動実績を基に、平成18年度は専門家による研究会を立ち上げ、地域自治区制度の課題整理を行いました。そして、平成19年度からは、その研究会からの報告書を踏まえ、地域自治区制度を合併前の上越市の区域も含めた全市的な制度としていくことを目指し、合併前の上越市の区域の16地区で夏と秋の2度にわたり市民説明会を開催するなど取組を進めてきたところです。

このように、先行導入した 13 区の制度をしっかり検証し定着させ、その上で合併前の上越市の区域に導入するという取組を進めてきたことをご理解いただきたいと思います。

以下の7つについては、一括してお答えします。

合併前の上越市の区域の設置時期について

寄せられたご意見

合併前の上越市の区域では、市民は無関心である。市民への説明が不足している。な ぜ市民や議員が乗ってこないのかを考え、ここで再考すべきではないか。

- * 行政は時代とともに進化すると解っているが、自分は『ゴメン』だとやり手がない。
- * これ程 16 区地域に説明会を開催しても人が集まらない、99 パーセントの人は無関心。
- * 市長は近未来の行政スタイルと信念をもって張り切っておられるが、住民や議員は 乗ってこない、なぜなのか。
- * 市長もここで『待てよ』』と再考すべきではないか。
- * 平成20年4月導入は厳しい状況、前途多難な船出である。

寄せられたご意見

地域協議会委員の選任投票は、市議会議員選挙と重ならないようにすべきである。 (ほか、同様の意見1件)

寄せられたご意見

2回にわたる市民説明会にもかかわらず、一般市民の関心は薄く、市長が説明する「制度の必要性」はほとんど理解されていない。

その原因は、合併協議会の議論から出発している「13 区」の住民と合併前上越市の住民との間に、「地域自治」に対する経験・認識に大きな相違があるからだと考える。

したがって、現時点での制度施行は、住民の理解を得られないままの見切発車の誇りを免れず、後世に禍根を残すことになると考えるので、平成 20 年 4 月実施の構想については断念すべきである。

寄せられたご意見

旧上越市への導入時期について、市民の理解が進んでいないと思われますので当面理解の促進に努め、導入時期を1年程度先延ばしとすることを提案します。

第1回目の説明会への出席率 0.55%、第2回目の説明会への出席率 0.41%という数値から、市民の関心と理解が進んでいないのではと考えざるを得ない。

このような状況の中で旧上越市地域に地域自治区を導入した場合には、当時の 13 区 が置かれていた状況と今の旧上越市地域が置かれている状況とでは事情が大分異なっていると考えられるので、このままでは市民不在の制度になってしまうのではないかという危惧がある。

したがって、旧上越市への導入は今後1年をかけて周知活動を行って関心と理解を高かめてから実施するのがよいと考える。

寄せられたご意見

まず(合併前の上越市の区域の)市民の理解を得る必要があり、町内単位での説明会を開き、気運を高めなければならない。

平成20年4月の市議選と同時は無理がある。

あと一年くらいかけて問題の整理と市民理解を一緒に進め、適当な時期に(地域協議会委員の)選任投票を行えばよい。

寄せられたご意見

2回にわたる市民説明会があったが、どちらも合併前の上越市の区域の人口の 1%に満たない出席率であり、説明責任が果たされたとは思えないので、平成 20 年 10 月ころか 12 月末ころを目途に PR してほしい。時期尚早と思う。

寄せられたご意見

旧上越市への地域自治区制度の導入時期等について、一部の人たちの間では急ぐ必要はないという考えが出てきているが、市長が予定されているとおり平成20年4月に確実に導入してほしい。

この制度は市民の意思が市政に反映される「市民本位の市政」の核であり、市民が自主的に支えあい、地域が自立していく「自主自立のまちづくり」の核となる重要なものである。13 区においてはすでに実施されて実績を上げているところであるので、旧上越市においても早急に導入することが必要である。

今までの説明会への市民の参加が少ないから市民の関心と理解が足りないので導入 時期を延ばすべきであるということを言う人がいるが、一部の現象だけを見て論じるこ とは基本的に誤りがある。

また、町内会長協議会があるので地域協議会は不要であるとの意見もあるようだが、町内会長協議会の場で行政から説明される事項が全く住民に伝えられていない現状や町内会長が必ずしも民主的な方法で選出されているとは言えないところがある現状を鑑みた場合、二者の性格は全く異なるものであることは明らかであり、地域協議会の導入をためらうものは何もない。

市民の理解が進んでいないという論もあるが、同じ上越市である 13 区においては十分に理解されて機能している現状がある。この現状を見てもよく理解できないというのは勉強不足そのものである。これ以上いくら実施の時期を延ばしたとしても結果は変わらないと思うので、当初の予定時期に導入すべきであると考える。

(ほか、同様の意見4件)

市の考え方

合併前の上越市の区域への地域自治区の設置については、今後、検討を加え、議会と 議論を行い、市民の皆さんに説明を行っていくことから、平成20年4月に予定してい た設置を延期します。今後、これらを行った後に速やかに設置します。

なお、市民の皆さんへの説明については、設置までの間に、様々な手立てを講じて、より多くの市民に説明を尽くしていきたいと考えています。広報じょうえつなど様々な 媒体を使って広く説明していくのはもちろんのこと、例えば、市民説明会に参加が少な かった層の方々を特に対象とした形での説明を行うことなどを考えています。

4 合併前の上越市の区域に設置する地域自治区の制度についてのご意見

合併前の上越市の区域については、平成20年4月の設置を延期し、今後、検討を加え、速やかに設置していきます。

合併前の上越市の区域に設置する地域自治区の制度について、このたびのパブリックコメントでいただいたご意見については、今後、検討を加える際に考慮させていただくこととし、最終的に案を決定した段階で、これらの意見に対する考え方を公表します。

ここでは、いただいたご意見のみを公表します。

合併前の上越市の区域に設置する地域自治区の区域について

寄せられたご意見

区域案については賛成である。

合併前の上越市の区域に設置する地域自治区の区域について

寄せられたご意見

一部 (例えば高田区、直江津区等) に「地域自治の範囲としてはふさわしくない」区域があると考えるので、見直すべきである。

合併前の上越市の区域に設置する地域自治区の区域について

寄せられたご意見

16 区は多過ぎで、確かにより身近に地域の問題を考えられることは可能になるのではとも受け取られるが、何となく行政コストの無駄ではないかと思う。

むしろ 16 区で分けるより、合併された旧 13 町村がそれぞれ 1 つの区となっているように、かつての高田市、直江津市のようなより広く、かつ市民の一体感を得る事のできる 2 つの区、つまり、旧高田市を高田区、旧直江津市を直江津区とし、現行の 13 区と同じように住所や市議会議員の選出においてもこの 2 つの行政エリアからの選出という形を取ってはいかがであろうか。

お年寄りなど一部の方には今でも自分の住所に元の高田市などと述べている方もおられるし、16 区に細かく分かれるより、より高密度な行政や市民サービスの向上がはかられるのではないかと私は思い、ここに勝手ながら提案することとしたい。

合併前の上越市の区域に設置する地域自治区の区域について

寄せられたご意見

地域自治区の16地区案について、昭和の大合併をしてから半世紀以上も経過した今日、社会情勢の変化が顕著な発展を遂げ、更に高田、直江津が合併して30数年経過した。現在何の不都合も無いが、市長の附属機関を新設するとの事だが、私の考えでは、(16区の)2分の1位の地区でよいと思う。例えば、旧高田市の区域を3~5区分、旧直江津市の区域を2~3区分で良いと思う。

合併前の上越市の区域に設置する地域自治区の区域について

寄せられたご意見

合併前上越市の「区」の範囲について、細分化し過ぎるのではないかと考える。人口 規模1万5000人程度を標準として区分けするのがよいと考える。

細分化しすぎることによって、地域の事案を考える場合に狭い区の範囲に目がいって しまい視野が狭くなって、地域エゴ的な考え方が浮上してくる恐れがある。13 区にお いてはややこの懸念が出始めているのではないかと思う。

このようなことがあっても仕方ないという考え方もあるが、上越市全体として考える場合には地域エゴ的なものはいずれ排除されることになり、結果としてその地域の人たちに大きな不満感を残すことになる。このことがやがて市政全般への不満につながる恐れがあることを考えると、今のうちに不安定要素は排除しておく必要があるものと考える。自治を考える場合にはある程度広い視野に立つことが必要であると考える。

また、一定規模を保たないと委員一人当たりの住民数に大きなばらつきが出るため (一票の重さに格差が生じる。)、住民の意思決定という点から考えた場合にバランスに 欠けることとなる。13 区は現状のままとして、旧上越市においては区の人口バランス に配慮することが必要であると考える。

(ほか、同様の意見5件)

合併前の上越市の区域に設置する地域自治区の区域について

寄せられたご意見

地域自治区 16 区は分かるが、なぜ 16 区にしなければならないのか。1,000 人単位の町村も有るが、少なくとも 2,000-3,000 人となる様合区が出来なかったか。桑取区の様に 363 人で取組するには無理が有ると思う。

地域自治区の名称について

寄せられたご意見

地域自治区の名称については、13 区は「 $\bigcirc\bigcirc$ 区」で良いと思うが、合併前の上越市の区域は「 $\bigcirc\bigcirc$ 地区」とすべきである。

(ほか、同様の意見6件)

(理由)

- ・合併前の上越市の区域であることがはっきりし、13 区と区分けができわかりや すい。(うち3件)
- ・「区」という言葉は独立的なニュアンスが強く、一体感が分断されるようなイメージがある。(うち2件)
- ・「地区」の言葉には『区』よりも柔らかさがある。行政的に旧上越市を区分けして行政サービスを提供しなければならない理由はなく、名称にこだわる必要はないので馴染みやすい名称がよい。(うち1件)

住所表示について

寄せられたご意見

高田区、直江津区の2区とし、13区と同様に住所に区の名称を冠してはどうか。

地域協議会委員定数について

寄せられたご意見

地域協議会委員の定数の最多(20人)~最少(12人)について見直すべきである。

地域協議会委員定数について

寄せられたご意見

高田区の定数 20 人は他の区からして少なく反対である。最低でも 30 人以上が適当である。理由は、16 区の委員定数は大体 2 町内で 1 人であり人口も少ない、高田区は 3 町内で 1 人で 1 人当たりの人口が多いため。

また、地域協議会は市政に区内の住民の声を反映させることや、地域の意思を決めていく機関であり、委員が区民の意見や要望を聞きとるには16区は中学校が1校で区内の人は皆顔なじみであり、委員に対し意見や要望を気楽に言える。

しかし高田区は、人口が多いし隣の町内会長の名前と顔が分からない上、中学校は3 校のためお互いに馴染みが無いので、委員が少ないと区民が意見や要望を気楽に言えず、委員も意見や要望を聞けず自分の考えになる危険が有る。

地域自治区の事務所について

寄せられたご意見

公民館新道分館(新道地区多目的研修センター)は農林水産省のヒモ付きであり(補助事業で建てられたため、使用目的に条件があり)、地域自治区の事務所や会議場とする場合、改装、改築及び機器等の設置は出来ないのではないか。

地域自治区の事務所について

寄せられたご意見

出張所と公民館分館に事務所を置き、出張所に兼務職員を置き、公民館分館には非常 勤の職員を置き事務を司ると説明されているが、地域協議会の事務は区内の事情を良く 把握していない分館の非常勤職員が司る安易な事務であろうか。幸いにも各区の事務所 と本庁が近いので、本庁の職員がいくつかの区の職務を兼務すれば、他の区の実情も把 握でき、地域協議会の活動が活発になる。

地域自治区の事務所について

寄せられたご意見

各区事務所に職員を置くは理解出来るが、市役所本庁に地域自治担当課に所長と職員 を置く、所長は複数の区を担当するとなっている。所長は何の権限の無い名ばかりの所 長である(単なる連絡員でないか)。